

# 裁判偽装葉書

愛知学院大学法務支援センター教授 原田 保

過日のTVで「法務省〇〇局」といった差出人の葉書が紹介されていました。私は何年も前に知人宛のものを見たことがあり、刑法の授業教材にしました。明らかな嘘を指摘します。

## ①「葉書」は、あり得ない！

役所からの書面は、単純な事実伝達などでない限り、封書です。裁判という重大な個人情報事項を、他人に直ちに読まれる葉書にすることはありません。あなたが訴えられた裁判の話が葉書なら、嘘です。

## ②「法務省」は、民間の裁判に関与しない！

裁判を行うのは「裁判所」ですから、本当に裁判関係の書類なら差出人は「〇〇裁判所」です。国が当事者になる事件でない限り、法務省などの他機関は関与しません。民間の裁判に関して差出人が「法務省〇〇局」とか「法務省認可法人〇〇」とかいった名称なら、嘘です。

## ③ 本当の裁判は、「訴状」で始まり、最初から「裁判所」に行く！

民事裁判では、原告が裁判所に「訴状」を提出し、裁判所がそのコピーを被告に送付します。反論の場合は裁判所だけ。「事前審査」などという制度はありません。「訴状」のない裁判や「事前審査」といった話は、嘘です。

他にも明らかな嘘がありますが、「リーガル・カフェ」は後日に愛知学院大学法務支援センターHPブログで公開しますから、犯罪者が読んです

ぐ「改善」できる点は書きません。

適切な対応は、無視。不安なら、信頼できる人に相談。葉書の指示に従ってはいけません。「個人情報保護法により口外禁止」と書いてある葉書もありますが、自分の私事を言っていけない訳がない。相談させないための嘘です。警察でも、愛知学院大学法務支援センターでも、相談できます。  
(AGULS 第 15 号 (2018/10/25) 掲載)